

## くらしの情報

イベント情報や各種講演会など、市役所からの大切なお知らせです。詳細については各お問い合わせ先へご確認ください。

市役所 総合案内 TEL 974-3111  
FAX 973-9819

### お知らせ

年末・年始の家庭ごみの収集及び尿汲み取り等について

#### 環境課

☎ 973-15594

#### ごみ

○年末は12月31日(水)まで収集します。  
○年始は1月5日(月)から収集します。  
○個人搬入は12月31日(水)午後4時まで搬入できます。搬入する際は市役所環境課で12月26日(金)までに申請してください。

※事業所ごみについては、各許可業者へお問い合わせください。

#### し尿

○具志川・与那城・勝連地区は、年末は12月31日(水)午前中まで、年始は1月5日(月)から汲み取りします。  
○石川地区は、年末は12月28日(日)まで、年始は1月5日(月)から汲み取りします。

### 製造事業所の皆様へ

#### 企画課

☎ 973-15005

平成20年工業統計調査が12月31日現在で実施されます。この調査は、製造業を営む事業所を対象として行われ、調査結果は、国や地方公共団体の行政施策の基礎資料や企業・大学などでの研究資料、小・中・高等学校の教材など、広く利用されています。12月中旬から来年1月にかけて調査員が各事業所を訪問します。お忙しい時期とは思いますが、調査にご協力くださるようお願いいたします。

#### 事業主の方へ

#### 核世代再チャレンジ雇用奨励金事業

#### (財)雇用開発推進機構

☎ 859-6140  
FAX 859-6220

この事業は、ハローワークが紹介する35歳以上44歳以下(「核世代」)の沖縄県に居住する求職者を事業主が短期間(原則3カ月)試行的に雇用(「再チャレンジ雇用」)した場合、事業主に対象労働者一人につき月額5万円の奨励金を最大3カ月間支給します。  
※制度の活用にあたっては、各種条件があります。また、(財)雇用開発推進機構への登録が必要です。  
※この奨励金事業は、沖縄県から委託を受け実施する事業です。

## 長寿医療制度(後期高齢者医療制度)についてのお知らせ

65歳以上75歳未満の方で、下記のいずれかに該当する方は、申請されますと、後期高齢者医療制度に加入することができます。

- ① 身体障がい者手帳1級から3級の保持者および、4級の一部保持者
- ② 国民年金法による障がい年金1級、2級に該当する方
- ③ 療育手帳制度要綱規定による、障がいの程度が重度に該当する方
- ④ 福祉保健所発行の精神障がい者保健福祉手帳保持者(1級、2級)

#### 後期高齢者医療保険料について

保険料は、所得に応じて計算されます。まだ、所得申告されていない方(未申告)は市役所市民税課へ、確定申告については沖縄税務署で早めに申告してください。  
※未申告だと、保険料の算定ができないため、低所得の場合、軽減が受けられないことがあります。

#### 入院時の「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請について

被保険者が医療機関に入院したとき、被保険者の世帯全員が市民税非課税の場合、窓口で支払う医療費の一部負担金が減額されます。申請した月の初日から適用になりますので該当すると思われる方は、忘れずに申請してください。

#### 葬祭費の支給申請について

被保険者がお亡くなりになったとき、その葬儀を行った方に、後期高齢者医療広域連合から葬祭費(2万円)、うるま市から葬祭費(1万円)が支給されますので、忘れずに申請してください。

詳しくは国民健康保険課 老人医療係 ☎ 973-3202(内線1171)までお問い合わせください。